

インドシナ難民の我が国での受入体制

松 本 基 子

はじめに

1975年4月、ベトナム戦争が終結した。その後、ラオス、カンボジアにも一連の政変が起り、インドシナ半島から大量の難民が流出するという異常な状況が、11年を経た今でも続いている。U N H C R（国連難民高等弁務官事務所）は、ベトナム難民100万人、カンボジア難民170万人、ラオス難民32万人、計300万人前後の人々が、母国を逃れたと推定している。その中、約145万人のインドシナ難民が、米、加、仏、豪などの第三国に定住者として受け入れられたが、東南アジア諸国には今も約16万人が滞留している。^(注1)

国境を越えて国外に脱出するランドピープル（主として、ラオス、カンボジア人）は減少しているものの、小船で母国を離れるポートピープル（主としてベトナム人）は、依然として続いている、この地域の不安定要因となっている。

戦争の終結と、それに続く難民の大量流出が起った時、当然の事ながら、国際社会が重大な关心を示し、1975年12月9日の国連総会決議で、U N H C Rは、ベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ三国よりの脱出者の援護を行う権限を正式に付与された。以来、これ等の人を包括的に「難民」としてU N H C Rの保護下におき、関係諸国にその解決の為の協力を要請する国際的協力体制の仕組が出来上がった。我が国はこの決議を受けてインドシナからの流出者を「難民」として受け入れることになった。

I. 難民とは

1975年5月12日、米国船に救助された9人のベトナム人が千葉港に入港した。この時初めて日本の新聞が

「難民」という語を使った。難民とは、1951年国連採択の“難民の地位に関する条約”と1967年の“難民の地位に関する議定書”によって定義づけられている。これを要約すると、人種、宗教、国籍、特定社会集団への所属、あるいは、政治的信条のいずれかが原因で“迫害を受けるおそれ”がある為国外へ逃れて、自国の保護を受けられないか、又は迫害をおそれて自国の保護を望まない人々を言う。つまり、本国では迫害が待っていて送還不可能な人を難民という。我が国で“インドシナ難民”という場合、U N H C Rの「Refugees and displaced persons」(国連口上書)の訳として用いている。即ち、現在流出を続いているインドシナ難民は、条約の言う、迫害を受けるおそれのある人と、そのおそれのない人も含まれ、難民という語が、多少広義に使われているのが実体である。1983年1月1日難民条約が発効するとU N H C Rの認めたインドシナ難民と、難民条約の難民の定義を厳密に踏まえた我が国の難民認定制度との間に割り切れない問題を残してしまった。1986年2月末現在、個別の認定手続きを経て“条約難民”と認定された人は171件で、その中、152件がインドシナ三国人である。^(注3)その他は、イラン人、アフガニスタン人等国際情勢の動きを反映している。

II. 我が国の難民対策

1975年12月の国連総会決議を受けた我が国の協力・援助体制として以下のものがある。

- 1、我が国に到着するポートピープルに対し、一時庇護を与える。
- 2、我が国で一時庇護を受けている難民や東南アジアに滞留する難民で日本定住を望む者に、定住を

認める。

- 3、東南アジア諸国の難民問題に直接援助を与える。
- 4、U N H C R 等の国際機関への大規模な資金援助を行う。

こゝでは与えられた課題に従い、1. 2. の受入れ関係に絞って現状を述べる事としたい。

1) 我が国は、1978年4月28日の閣議了解で、インドシナ難民の定住許可の方針を打ち出し、1979年4月3日、500名の定住枠を決定した。特別の立法処置ではなく、基本的に政策の次元として合目的的に運用すると決められた。その後、定住枠は、1985年7月に1万人となる迄、1千人、3千人、5千人とこの6年間に漸増、20倍に拡大された。

2) 難民対策は、その性格上、その行政が多くの省庁にまたがるのは当然であり、内閣に「インドシナ難民対策連絡調整会議事務局」が設置され、各行政上の“調整”がなされている。外務省、法務省、文部省、労働省が予算の窓口となり各担当業務を実行しているが、総合的に責任を負う主務官庁が必ずしもはっきりしていない。

3) 我が国のインドシナ難民の受入れは、世界でも数少ない定住難民と一時庇護難民の受入れという二本立てである。欧米諸国の定住者のみ、東南アジアの一時庇護者のみという判然とした区分がない日本滞在難民には、選択に幅があり、それが事を複雑にもしている。

4) 一時庇護難民は、事实上全員がベトナムのボートピープルである。この人々の収容には、来航第一号より、カリタス・ジャパン、日本赤十字社、天理教、立正佼成会等の善意の民間団体に依存して来た。これ等の団体がU N H C R と直接契約して施設運営を行い、難民の為の衣(医)、食、住、交通費等を負担している。日本赤十字社には施設の確保と運営のため厚生省から補助金が出ている。

5) 政府の委託事業として(財)アジア福祉教育財團に難民事業本部が、1979年11月2日に設立された。そ

の下に、逐次4施設が作られた。定住難民の為には、1979年12月定員106名の姫路定住促進センター(兵庫県姫路市)と1980年2月定員147名の大和定住促進センター(神奈川県大和市)が設置された。又、難民に上陸後緊急援護を行い、身心の救急保護を施す為の大村難民一時レセプションセンター(長崎県大村市)が、1982年2月定員200名で発足した。1982年7月6日閣議報告の難民行政監察の結果、第三国定住希望者で、希望国の受入れが進まず、しかも日本定住を希望しない難民の増加に対処する為 大規模収容施設の建設が決定された。1983年4月定員720名で国際救援センター(東京都品川区)が発足した。

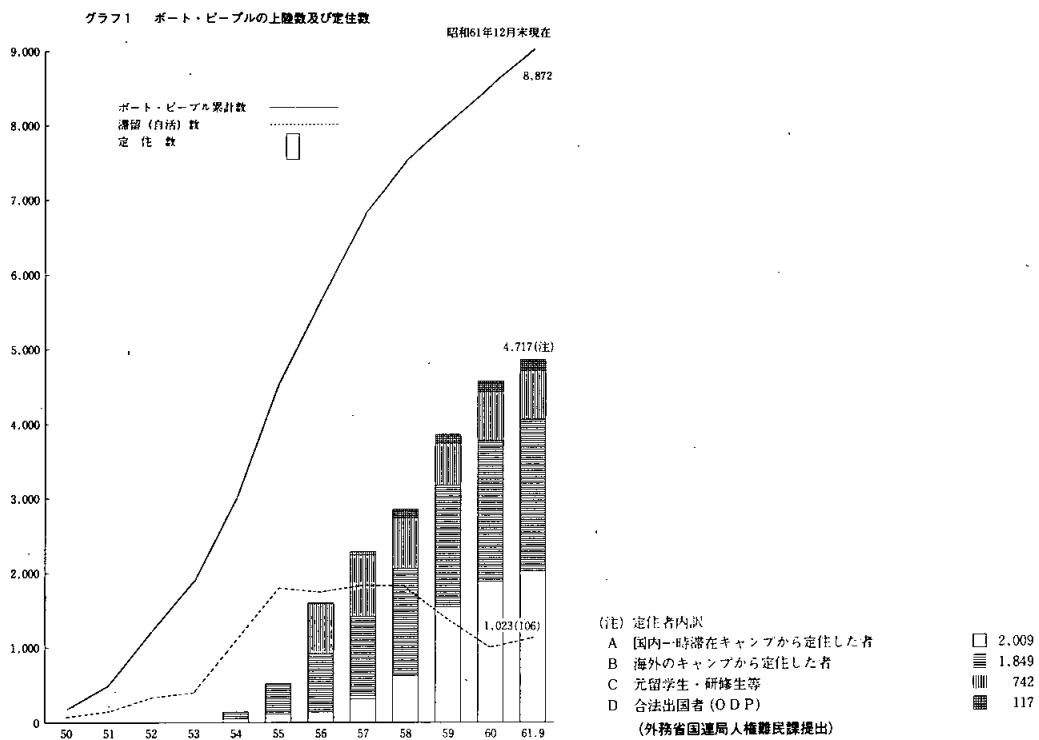
6.) 資金援助

我が国は、1979年にU N H C R のインドシナ難民援助計画の50パーセント、約6千5百万米ドルの資金提供を行ったが、その後も毎年、ほぼ同比率の資金を拠出している。^(注4)又、U N H C R の予算全体からみても、米国に次いで第2位の貢献度である。東南アジアの難民キャンプ及びその周辺住民への直接、間接の援助も官民共に目覚ましいものがある。その他、国内に滞在するインドシナ難民に対しては、国内関係費年額約16億円の協力を実行している。

III. 在日インドシナ難民

1、一時庇護難民

ボートピープルは、日本船か日本の港に寄港する外国船に救助されて入国するのが一般的であるが、1985年6月、22名中8名のみ生存して尾久島に漂着したボートのように、海流にのって直接来日する例もある。過去11年間に我が国に上陸した難民の総数は、1986年9月末現在8,872人(含出生数)に達し、その中、日本定住者は4,717人で、その内訳はグラフ1のようになっている。ボートピープルは、大村レセプションセンターで身心の傷を癒した後、現在は16か所ある一時庇護施設に分散収容される。難民の流入が落着く徵が



みえ、民間施設の統廃合が進みはじめているので、大村レセプションセンターから、直接国際救援センターに入所する人もいる。これ等の一時庇護難民は、滞在が数年に及ぶ人もあるが、法的には一時庇護者であり、約900名が、一時庇護滞在している。

インドシナ難民の大量受入国で、夢と希望の国、米国が近年とみにその受入れを制限しはじめている。何処の国も、既定住者の直近親族の呼寄せは原則として認めているが、その枠外で、しかもどうしても米国へ定住したいという人々が一時庇護キャンプで長期滞在者となっていく。人道的見地から滞在期限のない一時庇護キャンプで、基本的生活が保証され、アルバイトも出来るとなると、そうした保護なしで自立する事に不安がつきまとうのは当然であろう。又、何時第三国定住が出来るか目図の立たない年月でありながら、日本に定住意志のない人は、日本語学習の意欲が低く、子供達を日本の学校で勉強させようという意志のない

人もいる。「待つ事と第三国に渡る事だけが人生の目的です。」と成長盛りの青少年が投げやりに言うのを聞くと心が痛む。第三国定住を固執する理由に、条約難民の認定等に見られる政府の二面性を難民が敏感に嗅ぎとっている様子が見られる。もう一つは在日難民の意志よりも、母国の両親が自分等の定住国への足がかりとして、希望国へ固執する事を命令し、日本定住を希望する当時者を困惑させているケースも多分に見られる。意に反して失意のまゝ日本定住に切りかえる事は、本人の将来の生活にも、その人を取り巻く日本社会にも決して好影響を与えない。「私の選んだ定住国は日本」という意識で定住を動機づけ、希望と意欲を持たせるのが、今後の重要な課題である。

1975年から1986年12月末現在迄の救助船来航回数は計258回、8,491人に上っている。その中、米国を筆頭にノルウェー、オーストラリア、カナダ等第三国出国者総数は、5,825名である。(表2)

表2 入出国・滞留状況等

(1986年12月末現在)

年度 難民動勢	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	総計
救助船来航	9回	11回	25回	22回	33回	32回	39回	23回	17回	17回	18回	12回	258回
上陸者数	126	247	833	712	1,165	1,278	1,026	1,037	799	503	435	330	8,491
出生者数	1	4	22	14	19	54	60	73	43	34	42	16	382
定住許可数	—	—	—	3	2	50	48	216	395	738	484	109	2,045
死亡者数	0	0	0	7	2	2	2	1	0	1	2	4	16
出国者数	79	124	561	593	522	638	1,134	792	435	412	372	163	5,825
滞留者数	48	175	469	597	1,255	1,897	1,799	1,900	1,912	1,298	917	988	—

2、定住難民

我が国に在留する外国人は、出入国管理法により管理されており、難民もこの範疇より外れるものではない。ポートピープルとして一時庇護キャンプに滞在中の難民が、自分の意志で日本を定住国として選択し、政府が定住許可を与える事により定住難民となる。又、タイその他の海外一時庇護キャンプからは日本定住を申請し、調査を受け許可され、定住難民となって入国する人々もいる。インドシナ三国の政変以前から我が国に留学等で在留していた約700人の人は、この政変により旅券は無効となり、帰るべき国を失ってしまった。そこで、これ等の留学生等が引き続き在留出来るような考慮がなされ、定住難民に組み入れられた。その他に自立して生活している定住難民が、親族を呼び寄せる事が認められており、母国や海外のキャンプから合法出国者(O D P)として呼び寄せ、定住難民とし

て入国するケースが増えている。「定住」という語は、閣議了解で用いられてはいるが、法的な定義はなく、永住許可ではない。永住及び帰化は、一般外国人と同様の手続きを踏み、特例の適用はないが、運用上適宜配慮がなされるよう期待されている。1986年10月、ベトナム難民の日本帰化第一号が生まれた。又、ラオス、カンボジアからの帰化申請も続いている。

IV 定住促進事業の推移と現状

インドシナ難民の発生が危機的状況にあった1979年、我が国に定住を希望する難民の日本社会への適応を容易にする為、(財)アジア福祉教育財団の中に難民事業本部が発足した。難民の自立を促進する為に、日本語教育、生活指導、職業紹介の実施及び職業訓練の委託の業務を行う。又、養護に欠ける未成年者等に養親、里親の斡旋業務も行う。(表3)

表3 難民事業本部の行う年度別事業実績

年 度 項目	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	計
入所者数	73	532	440	433	1,165	868	422	515	4,448
日本語教育受講者	61	438	309	354	848	695	388	227	3,314
就職者数	19	198	219	246	452	441	387	241	2,203
センター修了者数	26	391	421	430	801	1,015	567	462	4,113
在所者数	47	188	207	210	574	427	282	286	286
里子委託数	0	9	19	1	13	3	4	0	49

1、日本語教育

日本への定住希望者は勿論の事ながら、第三国定住迄数年もかゝるか、結果的に日本定住を余儀なくさせられるインドシナ難民の重要課題は日本語である。大和・姫路・国際救援の三センターでの日本語教育受講者(受講中の者を含む)は、9月末で4,313名に達している。

センターに於ける3か月429時間にわたる教育の目標は、日常生活に最低限必要な日本語の聞き、話し、読み、書き能力を身につけさせる事である。これ等の指導は各センターとも、日本語教育の専門家によって行われている。しかし教科書、教材、副読本作りと全部手作りの試行錯誤をくり返す苦労の日々であった。

一口にインドシナ難民と言っても、ベトナム、ラオス、カンボジア三国間に共通語はなく、年令、性別、学歴、出身階層等絶て異った環境から出て来た人々である。この人々を6歳から15歳迄の義務教育年令の児童と、16才以上の成人全員を対象に、能力別、年令別に小人数クラスが編成され、最初から日本語による授業が行われる。429時間、13週という限られた期間の勉強で、卒業論文とも呼ぶべき作文集「希望」に日本語で心境を綴り、読む者を感動させるまでになる。

なお、日本語の能力向上は、センター退所後の生活態度と環境が大きく影響して来る。

2、自立の援助

1) 社会適応訓練

日本語教育が終了すると、習得日本語を実際面で使いながら、日常生活に最低限必要な社会適応訓練を1か月～3か月行う。公共機関や交通機関の利用の仕方、履歴書の書き方をはじめ、ビデオによる各職種の紹介、工場見学や先輩難民との懇談会等盛り沢山のカリキュラムである。

2) 職業紹介

難民事業本部、姫路、大和の両定住促進センター及

び国際救援センターは、発足当初からそれぞれ難民無料職業紹介所としての認可を受け、難民の雇用に関する相談を一手に引き受けた。この間、三無料職業紹介所を介して就職した人は、2,151名(1986年9月末現在)その就職者と生計を共にして退所した人は3,998名である(表3)。難民の定住の成否は、経済的に安定した生活と円満な家庭作りにあり、職業紹介には習熟した専門職業相談員が当っている。脱出して来た母国の労働事情と我が国の雇用事情は大きく異り、その差異を体験的に理解し、日本の雇用形態全般を受け入れられるようになるには、2、3度の転職と、1～2年の実働経験が必要な人もいる。その為、無料職業紹介所は、センター修了の新規就職者と共に、離職、転職の相談ケースを常に抱えている事になる。(表4)

表4 離職者の再就職状況 (1986年末現在)

区分	大和	姫路	国際	計
1. 就職者	561	806	836	2,203
2. 离職者	304	317	358	979
3. 离職率(%)	54.1	39.3	42.8	44.4
4. 再求職申込数	283	299	292	874
5. 2のうち就職者	283	299	292	874
6. 2のうち未就職者	0	0	0	0
7. 求職取消者	21	18	66	105

※4.は、(2-7)

3) 職業訓練

技術を習得してから就職したいと希望する人々は公共職業訓練校に入校して技術訓練を受ける制度が用意されている。今までに機械科、塗装科、溶接科、配管科等、卒業後国家試験や、資格試験のない科目で受講し就職につなげているが、各センターからの通学が原則なので、その収容人員との関係から人数に制限が加えられる。

働き乍ら技術を身につける為の職場適応訓練 (on the job training) は、事業主に僅かながら訓練費が出ることもあって活用されている。今迄の全就職者、

2,151名中約60パーセントがこの訓練を受講している。訓練期間は原則として6ヶ月以内、1回に限られているが、転職等で新しい技術習得が必要な場合には再度の訓練も認められている。

4) 就職状況

難民の就職先は、27都府県、230市町村に及んでいるが、その北限は年々南下する傾向にある。北海道、岩手等に就職した人々もあったが、戸外作業ではないのに積雪の時期になると、友人を頼って関東以西に舞い戻って来ている。日本での故郷であるセンターがあり、まがりなりにも各種就職口のある東京都と神奈川県に全就職者の50パーセント、兵庫、大阪に20パーセント強という大多数が就職しており、小さな同国人コミュニティも形成されはじめている。(表5)

我が国における失業率2.7パーセント、完全失業者163万人、有効求人倍率0.68倍という厳しい労働市場の中で、39歳以下の若年労働者が93パーセントというセールスポイントはあるものの、(表6) 難民を自立させ、又、収容人員を回転させる為に難民就職率は常に

100パーセントでなければならない宿命をセンターは負っている。その就職先と各分野の就職斡旋時の賃金の最高、最抵は表7の通りである。同一職種内の賃金に相当の差が認められるが、就労者の年令、経験等が加味された上に、地域的な相違もある。

就職先の企業規模をみると、難民の就職先966社の中、839社、87パーセントが従業員99人以下という中小企業である(表8)。社員は、定期採用が基本になっている大手企業には、センターでの教育修了後数か月以内に就職、退所という難民の就職は馴染みにくいという現状もある。又、中小企業主は自分自身で難民に接し、指導をし、面倒みのよい人が少くないので、定着率もよいという実績もある。一方、若年層の好学心に燃えた青少年が、善意の人々に支えられながら苦学し、高等教育を受けている人も増加しているので、近い将来、一流企業と言われる日本経済の中心や、文化、研究の第一線で活躍する人が出て来る事を期待している。かつて難民であったAIN・シャタインや、マリーネ・デートリッヒのように。

表5 都道府県別就職状況

計2,203人(内80人は第三国へ移定住)

北海道	
青森	
秋田	岩手
山形	宮城
福島	1
栃木	茨城
千葉	45
長崎	佐賀
2	福岡
熊本	大分
2	4
鹿児島	宮崎
	5
愛媛	香川
高知	徳島
島根	鳥取
3	5
広島	岡山
43	23
兵庫	京都
大坂	5
308	139
滋賀	24
和歌山	奈良
3	14
三重	岐阜
6	長野
愛知	山梨
20	群馬
静岡	47
76	埼玉
	新潟
	福島
	526
神奈川	東京
562	526

表6 年齢別・性別就職状況 (1986年12月末現在)

年齢区分	男	女	計	
			実数	パーセント
19才以下	368	116	484	22
20 ~ 24	501	149	650	30
25 ~ 29	377	122	499	22.7
30 ~ 34	232	63	295	13.3
35 ~ 39	108	26	134	6
40 ~ 49	75	23	98	4
50才以上	36	7	43	2
計	1,697	506	2,203	100

表8 企業規模別就職状況 (1986年12月末現在)

従業員数	社数	パーセント	人数	パーセント
5人以下	245	24.8	333	15.1
6人以上~ 29人以下	359	36.3	804	36.5
30人以上~ 99人以下	254	25.8	677	30.7
100人以上~ 299人以下	92	9.3	285	13
300人以上~ 999人以下	27	2.8	71	3.2
1,000人以上	10	1.0	33	1.5
計	987	100	2,203	100

表7 職種別就職状況及び初任給状況(月額)

(1986年12月末日現在)

職種	合計			賃金			
	計	男		女			
		最高	最低	最高	最低	最高	最低
旋盤・金属切削工作機械工	299	269	30	87,500	245,000	80,000	120,000
電気機械器具組立工	174	124	50	100,000	264,000	87,500	125,000
溶接工	133	112	21	100,000	212,500	90,000	100,000
金属プレス工	132	115	17	100,000	250,000	80,000	105,000
プラスチック成形加工員	95	69	26	87,500	258,000	80,000	128,000
自動車部品製造組立工	73	60	13	100,000	200,000	94,000	112,500
ミシン縫製工	66	23	43	80,000	220,000	80,000	117,000
印刷工	58	51	7	120,000	205,000	80,000	120,000
板金工	52	48	4	115,000	160,000		
業務者	50	21	29	80,000	110,000	80,000	100,000
塗装工	49	44	5	90,000	228,000	100,000	150,000
電子部品製造・組立工	42	34	8	100,000	260,000	130,000	165,000
製靴工	42	36	6	105,250	164,000	80,000	88,500
水産物・食肉加工工	41	33	8	93,020	243,750	85,000	125,000
メッキ工	41	37	4	125,000	190,000	100,000	111,250
ガラス製品成形加工工	39	25	14	84,000	240,000	—	—
ゴム製品成形加工工	34	28	6	92,500	231,000		
紡仕人	31	16	15	110,000	130,000	100,000	139,000
製本工	31	30	1	85,000	158,000	—	—
自動車修理工	30	30	0	100,000	120,000	—	—
料理人	27	18	9	90,000	250,000	109,550	112,500
製革工	27	17	10	125,000	262,000	90,000	154,600
鋳物・鋳造工	19	17	2	87,500	200,000		
トラック上乗	17	17	0	125,000			
看護婦・准看護婦	14	2	12	95,000		68,000	220,000
新聞配達人	10	10	0	120,000		—	—
通訳	8	7	1	120,000	210,000		210,000
養鶏・家畜飼育人	8	5	3	82,000	137,500	80,000	
清掃員	8	5	3	118,000			
理容師・美容師	7	1	6	86,450		80,000	
ソフトウェア技術者	3	3	0	145,000	234,000	—	—
その他	491	347	144	70,000	283,000	70,000	200,000
計	2,151	1,654	497				

5) 住宅

確実な定着に住宅の確保は欠かせない。「うさぎ小屋」等と言われた日本の住宅事情はセンターを退所する難民に最大のネックとなっていると言っても言い過ぎではない。企業からの求人申込時に、寮、社宅等住宅の確保を事業主に依頼するが、借り上げ社宅でも入居者が難民と知れると断る家主が多い。サロンを巻いたま、シャワーを浴び、裸を見せない生活習慣の人々故、風呂又はシャワーフォンの家を望み、通勤時間が短かく、その上都市部での就職に固執するのが頭痛の種である。神奈川県が、1983年4月よりインドシナ難民与中国引揚者の為に、県営住宅の応募条件を緩和し、公営住宅入居数が漸増している。又、労働省の下部組織である雇用促進事業団の移転就職者用宿舎である雇用促進住宅が全国に1,163か所13万戸近く(1986年末現在)あり、空家のある場合には全国的に難民の利用が認められ、窮状が大いに救われている。しかし、生活習慣が異り、都市部の集合住宅に住みつけない人々が集団で生活すると、日本人住民と軋轢が起る事がある。

多くの難民就職者は、寮、社宅等家と職が密接に関係しているので、一度離職となると、その日から家を失うことにもなり事が複雑になる。経済的に少し落着くと社宅や寮を出て公営住宅を求めるのも当然であろう。

6) 養親・里親の斡旋

去年沖縄に米国船が救助して来たポートピープルの中に、生後2ヶ月の乳児が含まれていた。母は生命をかけて子供を守ったのであろう救助時に死亡していた。親類・知人について出国してきた未成年者、学齢期の兄弟等我が国で定住するには養親又は里親が必要である。社会福祉法人日本国際社会事業団(ISS)の協力を得て、この未成年者の為に里親の斡旋を行っている。法的な身分移動を伴う養子縁組は、各国の養子縁組法の入手が困難な上、親権者の意志確認も不可能な場合が多いので、原則的には里親委託のみとしている。難民事業本部の手を経て、49人の里子(ベトナム34人、ラオス6人、カンボジア9人)が日本人里親家庭に入

り、家族の一員として成長したり、進学の夢を果したりしている。難民里子は、脱出との関係で10代の男子が多く、幼少女児を望む日本人里親との間で委託に結びつけるのが難しい。文化的背景、習慣の違いもあり委託後の適応調整も専門的指導力が要求されている。

7) アフターケア

難民定住の成否は、定住した社会にいかに適応しているかで判断される。我が国では難民も社会生活では一般外国人と同様、一般行政が扱うとされている。しかし、その初期には文化的背景や言語の相違から専門的アフターケアが必要である。職場や地域社会に於ける問題も迅速かつ適切なケースワークが行われる事により、問題は解決し、適応を促進する事が出来る。

定住難民が約5千人、言語、習慣、文化の違いから来る戸惑いや、相談事を持つ人々が日本中に散在するようになった。この人々に対応すべく(社福)日本国際社会事業団(ISS)が難民定住相談員制度を全国規模で発足させてから4年になる。これは、インドシナ難民を対象にしたボランティアによるアフターケアの組織であり、その主要メンバーは本学社会福祉学科の卒業生により構成されている。アフターケアの重要性に気づいた政府は、1985年10月より各センターに1名宛の難民相談員を配置し、1986年度に各1名の増員をした。両者の協力による効果的な適応指導が行なわれる事を期待しているが、それにも増してコミュニティの中での隣人達の果す役割に期する所大である。

おわりに

難民問題は、地球単位、世界規模で解決を図らねば解決不可能で、一国の力では限界がある。先ず発生の抑制が最重要であるが、これは、宗教、経済、東西、南北問題、自然環境、大国の思惑等が複雑にからみあっていて予測がつきにくい。その難民の救済を難しくしている最大の原因も又、いう迄もなく、国際政治のからみ合いである。国際間の各種問題の解決が暗礁に乗り上げている時、難民の発生を絶無にし、母国への帰還を含めた速やかな救済も望めそうにない。安心し

て母国に帰国出来るようになる事が解決の第一ではあるが、それが叶わない現在、最終定住地に一日も早く定着、自立させる事が難民本人に対する最大の利益である。それは、とりも直さず関係諸機関、関係諸国に対しても負担の軽減につながる。

最近入国するボートピープルは、文盲を含む低学歴化と、殆んど就学経験のない漁民グループが増加している。又、母子、父子家庭、幼い兄弟だけの脱出組等、社会的障害者と呼ぶべき人々が、心身障害者等と共に入国して来る。我が国の定住条件は“自立”が重要要素であり、生活保護受給者の定住は認められない。難民問題は、我々日本人にとって、未経験で馴染みにくく、理解しにくい問題も多い。しかし国の制度として難民受入れを決めたからには、より困難なケースの扱いに国の難民対策の姿勢が問われている気がする。

三年又は五年が一区切りで、定住地への同化を顕著に見せる難民に、地域社会の一人一人が相談員の心を持って暖かく見守り、指導して欲しい。世界の各地に定住した難民達がその国のよき市民、財産となり、世

界平和を支える力になっていく事を祈っている。

参考文献

- R E F U G E E S (1986年1月～9月) U N H C R
レフュージーズ(1986年9月、10月) U N H C R 駐日事務所
- 愛 アジア福祉教育財団
- 国連と日本 外務省外務報道官編集
- 世界の難民 緒方貞子／アンセルモ・マタイス
明石書店
- 日本の中のアジア
一留学生・在日韓国人・難民 - 田中宏 大和書房
- 〈注〉
- 1) 「Refugees」1986年7月 U N H C R
 - 2) 「世界人権宣言、難民の地位に関する條約・議定書」1981年8月 国際連合広報センター
 - 3) 法務省難民認定室調べ
 - 4) レフュージーズ 1986年9月 U N H C R 駐日事務所

